



2021年5月14日

各 位

会 社 名 ニッポン高度紙工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山岡 俊則
(J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 9 1)
問 合 せ 先 経営企画室長 関 雄 介
T E L 0 8 8 (8 9 4) 2 3 2 1

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役報酬制度の見直しを行ない、取締役の報酬額の改定とともに、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入を決議し、取締役の報酬額改定に関する議案および本制度に関する議案を2021年6月16日開催予定の第91回定時株主総会（以下、「本株主総会」という）に付議することとしましたので、以下のとおり、お知らせします。

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主のみなさまのご承認を得られることを条件とします。

なお、当社の取締役の報酬額は、2007年6月26日開催の第77回定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、取締役の監督機能の一層の活性化を目的とした取締役の構成の見直しや員数の変更などを勘案し、その報酬額を年額250百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）と改定することおよび上記改定後の取締役報酬額とは別枠で本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主のみなさまにご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額50百万円以内とし、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年50,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行なわれた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率などに応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する）とします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」という）の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下、「譲渡制限期間」という）、本株式につき第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上